

# 鳥取縣公報

## 監査公告

◇監査公告第十五号

地方自治法第二百四十三條に基き六月例月出納検査を執行しその結果を次の通り議会及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十四年七月二十八日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	早 川 忠 篤
同	三 橋 誠
同	倉 繁 良 逸

一、検査日時 (内事務監査)

自昭和二十四年七月一日  
至同 七月二日  
二日間

(同)本監査 昭和二十四年七月四日

一、検査対照

昭和二十四年中縣歳入、歳出、現金

昭和二十四年七月二十八日  
外 木 曜 日

本書ノ大キサハ 國定規格A5判

出納、証券出納、物品出納、その他一般  
会計事務

一、一般会計歳入

(1) 予算に対する収入状況

△昭和二十三年度分

四月末現在五五、三七%で前月末現在の五〇%に  
比し僅かに五、三七%の上昇率を示しているが、  
後一ヶ月を以つて出納閉鎖になる四月末現在とし  
ては収入状況は余り振つていない。

尙予算不執行に伴う減收額二五%を見込勘案した  
所謂実行予算との収入比率は八〇%程度である。

科目別に見れば縣税一〇一、七四%が優秀な成績  
にあり、繰越金一〇〇%、使用料及手数料八八、

〇四%が次いであり、成績不良のものは縣債五、  
四%、寄附金五二、五四%であるが、寄附金は前

月末現在に比し二〇%以上昇振りを示しているのが特に目立っている。

△昭和二十四年度分

四月より六月迄の暫定予算五億二千一百四十一万余円に対し四月一ヶ月間の収入額五百五十九万余円でその比率は一、〇七%の低率である。未だ年度早々のため収入措置は低調である。

収入金の主なるもの

使用料及手数料	二百九十一万余円
雑収入	二百十二万余円
縣稅	五十五万余円

(2) 調定に対する収入状況

△昭和二十三年度分

四月末現在を平均九六、五七%で三月末現在の九四、三%に比較すると二、二七%の上昇率である。主なるもの、科目別収入状況は

一〇〇%……国庫下渡金、繰入金、繰越金、縣債  
九四、七六%……縣稅

九四、三四%……分担金及負担金  
八九、七二%……使用料及手数料  
等が成績良好であり、六七、三八%の寄附金が最悪のものである。

△昭和二十四年度分

調定額三千三百二十五万余円に対し収入額五百五十九万余円その割合は一〇、八%であつて、年度早々の爲め本格的収入の段階に入っていない。

(3) 歳入中主なる未収金

△昭和二十三年度分

家畜類売拂代	一百五十二万九千余円
生産物売拂代	三十六万九千余円
人工受精手数料	九万四千四百円

右は何れも種畜場に於ける未収金であるが前月報告した如くこれ等は郡市畜連等を経て拂下げ之が代金収納も遅延しがちであり又縣出納員収納後縣金庫へ拂込が月を越したのもあるようであるが、これ等は努めて急速に収納措置を講ずべきである。

尤も本検査当時は全額拂込み収入済である。

◎三百八十一万四千余円

生産物売拂代

繭検査所に於ける生糸売拂代で未だ収入に至らないものであるが、この中二百三十七万余円は二十三年度出納閉鎖期に至るも収入に至らず年度繰越となつて附言して置く。(六月報告繭検査所監査報告参照)

◎四十六万六千五百円

繰糸試験手数料

繭検査所に於ける繰糸試験手数料であつて主として農林省蚕糸試験場の乾繭五〇〇貫の委託繰糸試験手数料の納入が遅れているものであるが検査執行現在に於いては完納してゐる。

△昭和二十四年度分

◎七十三万四千三百円

授業料

各高等学校四月分授業料が当月内に収納に至らなかつたものであるが、その中鳥取東高校の二十四万二千四百円(約八〇八名分)、米子東高校十一万五千六百円(約三八五名分)が特に目立つて多い。

極力月内徴集に努力して欲しい。

尙年度当初月なので他に格別掲記するものはなし。

二、一般会計歳出

(1) 予算に対する支出状況

△昭和二十三年度分

四月末現在五二、六九%で前月末現在四七、九%に比較し四、七九%の上昇率である。

実行予算との比率は七七%前後であり、残二三%程度に当る約四億五百万円が今後五月中に支出される勘定になり実行予算の四分の一額が五月一ヶ月間に支出される訳であるが、これは国庫補助交付及起債許可の遷延の爲予算措置が遅延された結果事業によつては四、五月中に慌しい支出を余儀なくされる結果とも謂えよう。

歳出で遅延しているものを拾つて見ると

土木費(二二%)保健衛生費(五二%)地方振興費(五一%)等である。

△昭和二十四年度分

四月、六月暫定予算五億二千一百四十一万六千余

円に対し六千七十八千余円の支出額で、一、一五%に当り俸給 給料 旅費その他事務的経費支出がその大部分である。

(2) 支出内容の適否

昭和二十三年度及二十四年度分を通じて不正不都合と認められる支出金は見当らなかつたが左記の事項は反省し改善すべきものと認められた。

(A) 視察調査或は査定等の用務を以つて來縣の中央官吏との懇談会にその出席する人員が過多の嫌あり、仮令ば來縣者二名に対し縣側が十数名多き場合は二十数名が出席し多額の食糧費を支出しているが、時局柄でもあるので今後は成る可く局限する様反省さるべきものと思ふ。

(B) 繰替拂を比較的多くされているがこれは成る可く逆ける様にすべきものと認める。元來繰替拂は万己むを得ざる場合の支拂上の便法であることに留意すべきである。

(3) 予算流用關係

別に不合理と認められるものなく大体良好であつた。

(4) 收支の比較狀況(四月末現在)

△昭和二十三年度分

収入済額 十三億一百十九万余円

支出済額 十二億三千八百二十三万余円

差 引 六千二百九十六万余円 剰余額

△昭和二十四年度

収入済額 五百五十九万余円

支出済額 六千七十七万余円

差 引 五千四百五十八万余円

右に依り兩年度を相殺すれば收支狀況は漸くその均衡を保つてゐる。

三、特別會計歳入

(1) 予算に対する収入狀況

△昭和二十三年度分

各會計共大体順調なる収入狀況であるが左記會計分は低率であつてその事情は次の通りである。

○災害救助基金 二二、八四%

事情は前月同様で一般會計よりの繰入未済による減収である。本検査現在に於いては既に繰入収入済である。

○就学奨励資金 四二、七七%

盲学校、聾学校に対する経費充当国庫補助交付遅延による減収であるが五月中に収入済となつてゐる。

○自作農創設維持奨励資金 七、七六%

国庫補助四万一千九百八十四円の交付遅延が原因であるが五月中に収入済となつてゐる。

○物産斡旋事業費 三八、六八%

前月にも報告したと同様斡旋手数料の収入減に因るものである。

○縣立中央病院事業費 二二、六三%

本會計収入の低率は前月分報告の通り医療團より縣に移管時期の遅れたのと又基金事務所より健康保険組合加入者分料金納入の遅延に因るものであ

つて事情已むを得ないものと認める。その額は一百四十七万余円である。

△昭和二十四年度分

年度当初月の關係上収入皆無のもの十會計、収入済のもの縣立中央病院事業會計に十一万八千余円(予算に対し〇、三三%)ある。

(2) 調定額に対する収入狀況

△昭和二十三年度分

大体一〇〇%に達しているが、

畜牛増殖奨励事業費八〇%、競馬事業費七三、五一%、縣立中央病院事業費四七%、印刷事業費七五、八%等未収のものがあるが、事由は前月報告の通りにて五月中は一〇〇%に達するものと見込まれてゐる。

△昭和二十四年度分

各會計共収入皆無である。漸く縣立中央病院事業費が調定額八十七万四千余円に対し収入済額十一万八千余円(一二%)あるが、月内手許保管額が多

いので收納後急速に縣金庫へ拂込むべきである。  
四、特別會計歳出  
予算に対する支出状況

△昭和二十三年度分

四月末現在依然として支出は低調であるが低率のもの、比率及事由は次の通りである。

災害救助基金

一一、一％……災害救助の事態が発生せず又積立金支出をしてゐないため

物産幹旋事業費

一九、五％……収入関係の幹旋手数料減に伴い支出の抑制による

縣立中央病院事業費四五、六％……

病院移管時期遅延のため予算過剩による

就学奨励資金

三九、一％……国庫補助金交付の抑制による

尚四月末現在迄に支出皆無の會計は次の通りである。  
社会事業特殊資金、男女青少年団体事業奨励資金  
学校生徒奨励資金の各特別會計

何れも予算額僅少にて事業執行困難の趣であるが斯くの如き會計は寧ろ廢止し又は他會計に合併して然る可きものと認む。

△昭和二十四年度分

俸給々料、手当、旅費等義務的経費を有する、  
縣立中央病院費

無畜農家解消事業費

印刷事業費

縣立実業学校実習費

に支出せる外七會計は何れも支出しあらず。

五、特別會計收支の状況

△昭和二十三年度分

大部分の會計は收支の均衡を得ているが次の四會計は支出超過を來たしている。その會計名及事由は次の通りであつて事情に於いて已むを得ざるものも見受けられるが強力に収入措置を講ずる必要を認む。

(A) 自作農創設維持奨励資金

支出超過額 一万四千余円

(意見) 国庫補助交付の遅延によるものであるが支出の抑制等により出超を喰ひ止めるべきである。

(B) 畜牛増殖奨励事業費 支出超過額十萬二千余円

(意見) 種牡牛貸付手数料未收金十六萬円を急速収入し出超を生ぜしめない様措置すべきである。

(C) 競馬事業費 支出超過額 一万四千余円

(意見) 事業収入八萬七千余円の未納を急速収入方措置し出超は嚴に慎むべきである。

(D) 縣立中央病院事業費支出超過額六十七萬一千余円

(意見) 保健組合加入者分医療料金未納と手許保管が月を超した理由に依り一応已むを得ないものと認めるが收支の均衡に堪えず注意すべきものと認む。

△昭和二十四年度分

年度早々のため收支のある會計は稀にて次の四會計は収入なきに不拘義務的経費の支出をしていて支出超過を生ぜしめている。

(A) 無畜農家解消事業費

(B) 印刷事業費

出超 四万二千余円  
同 八万七千余円

六、現金出納

(C) 縣立実業学校実習費 同 一万七千余円

(D) 縣立中央病院費 同 一万一千余円

(1) 現金出納の種別と金額

四月末現在の現金出納は現金寄附金外五種目にして、  
受高 二百五十六萬一千六百八十九錢也

内 一百二十六萬二千九百七十四円八十九錢  
拂高 五十萬六千円也

右拂出の内五十萬円は公安協力会寄託金であり、六千円は養蚕農業協同組合設立状況調査費であつた。

(2) 四月末現在に於ける殘額と種別

○六十八萬一千四百九十八円十七錢 現金寄託金  
内 五十萬円 公安協力会寄附金  
十七萬一千五百円 岡山縣農地事務局施行  
工事の監督雜費委託金

九千九百九十八円十七錢 契約保証金等未受領分  
○三円 養蚕農業協同組合設立状況調査費

○十三萬八千円 薪炭集荷委託費

○九万五千円 国民貯蓄獎勵協議会費  
 ○一百五万八千一百三十九円 農地売渡代金徴集交付金  
 ○八万一千四百七十六円七十二銭 国庫納付金(緊急放出物資拂下代国庫納付金)  
 合計 二百五万四千一百六十六円八十九銭

七、証券出納  
 (1) 四月中出納の事実なきものと認める。  
 (2) 四月末現在の保管証券  
 三月末現在と同様大東亞戰爭国債三枚(額面金額一千四百五十万円)を山陰合同銀行鳥取支店へ寄託してある。

八、物品出納  
 四月中の購入備品は厳格に出納簿に登記してある。

九、金庫運用金状況  
 (1) 金庫運用金として大蔵省預金部並縣内金融機関より一時借入している額は前月同様九千四百四十五万円である。

(2) 運用準備金として六千万円を山陰合同銀行に通知預金をしてあるが前月末迄勤業銀行預入れの一百五十万円は四月に返済している。  
 (3) 金庫運用金の四月末現在の概況は次の通りである。  
 二十三年度歳入 十三億一百十九万余円  
 二十三年度歳出 十二億三千八百二十三万余円  
 差引剰余額 六千二百九十六万余円  
 二十四年度歳入 五百五十八万余円  
 二十四年度歳出 六千十七万余円  
 差引不足額 五千四百五十九万余円  
 二十三年度剰余額と二十四年度不足額は差引額 八百三十七万余円  
 外に通知預金 六千万円  
 特別会計競馬事業費へ一時借替金 三十万五千円  
 合計額 六千八百六十七万五千円  
 右運用残金あるも九千四百四十五万円の一時期借入金があるので差引すれば二千五百七十七万五千余円の赤字を生ずることとなる。

一〇、記簿其他会計事務の処理状況  
 (1) 各帳簿の記帳は正確にされていて概ね良好である。  
 (2) 会計課に於ける常時の事務量と質とから見て收支係、審査係の負担加重が認められ勢い收支証憑書の処理に粗雑の傾向が窺れるので善処方を要望する。

◇監査公告第十六号  
 地方自治法第九十九條に基き開拓農場の臨時監査を執行し、その結果を次の通り議会及知事に報告したのでこれを公表する。  
 昭和二十四年七月二十八日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	早 川 忠 篤
同	三 橋 誠 誠
同	倉 繁 良 逸
監査した組合名	所在地
一、共榮開拓婦農組合	東伯郡社村国府
一、昭 and 開拓農業協同組合	同高城村下福田

昭 and 二十四年七月二十八日  
 昭和二十四年七月十一日

一、高千穂開拓農業協同組合同榮村西高尾 同  
 一、上光徳開拓農業協同組合 西伯郡逢坂村松河原 同  
 一、香取開拓農業協同組合 同郡大山村豊房 同

監査概評  
 縣内に於ける六十数箇所に上る開拓農場の中前記五箇所を選び実地監査したのであるが、その範囲の限りに於いては予想以上の成績を挙げ山間僻鄙の地に開拓農村を建設すべく奮斗努力して居る現状を具さに觀察してその労苦の並々ならぬこと、開拓者の熱と意氣に感激せしめられ敬意を表した。

抑々本縣の開拓事業は全般的に言つて全国屈指の優秀なる業績を収めて居る模様であるが、これは一に入植者の質の良さと又大山原野を中心とした開拓適地を初め且縣下各所に開拓適地があつたのと一面縣当局の指導援助の宜しかつたことが成績を向上せしめた原因であろう。次にこれ等に対し総合的に各項目に分け概評を申し述べたい。

一、開拓者の状況

00940

開拓者は大部分が引揚者、復員者でありそれに近郷民と戦災者が加わり裸一貫より山林原野の荒廢地を開拓し僅か二、三年間、中には一年余りにて一般農地に劣らぬ様な耕地としているものもあつたが、各所共開拓民が確り結び合つて所謂共同團結し落伍者も余り見ず土と共に生き食糧増産と国土開拓に必死の努力を傾けているのが現状である。

二、開拓管農の状況

次に開拓に際しては開墾補助、施設補助の相当額と借入金とにより住宅を初め農耕具等を一応揃え又特殊融資を受け家畜類を購入して出資したのであるが、現在自活程度の開拓耕作迄に漕ぎつけており生活も一般農村に比して劣らぬ裕福さを感じさせられて欣快に思つた。開拓状況の特に優秀であつた高千穂開拓農場に於いては陸稻を初め麦、大豆、甘藷、馬鈴薯その他蔬菜類も一般農地に劣らない程度の收穫を挙げており又これに次いで昭和、上光徳の開拓農場も相当量の生産を挙げている外、之等農産物を搾油、芋飴、アミノサン等

加工生産して自家消費程度から一步進んでこれを出荷販売し管農資金に振り向ける迄に躍進しているのは眞に結構と思つた。

各開拓地は有畜農業に重点を置き和牛、乳牛、豚、羊、兎、鶏、鶩等多数の各種家畜、家禽を飼養して労力の節減と榮養補給に畜産加工に將又堆肥の蓄積に懸命の努力を傾けているが未だ充分ならざるものあるを認められた。

茲に特筆すべきは香取開拓農場の特殊開拓状況である。即ち

- 1、開拓地が拡大であること
  - 2、開拓上の規模、構想が大きいこと
  - 3、公共的事業(道路敷設、防風林作業、木材伐採、製材、ケーブル作業)の優先着手
  - 4、組合事務所を中心とした指揮命令に依り共同体から出資した開拓方式を採つて居り現在建設途上にある。
- 等であり他の開拓地より余程その趣を異にしたいき方

00941

をしているのがそれである。随つて現在耕地としては余り見られず小規模な目先の利害に捉れることなく近い將來理想郷の建設に入植者全員が協力一致致々として奮斗努力しているのは驚嘆に價すべくその意志の堅固さと辛勞の並々ならぬのに深く敬意を表した次第である。

三、施設の状況

一般に住宅は不完備なバラック建乍ら一応建築されていることは成功と思ふ。

福利施設は見るべきもなく一味の淋しさを感じさせられた。殊に交通不便の山間に百戸を有する香取開拓農場に於いてさえこれと云つた施設がない。尤も入植してから僅か一年から三年程度のこれ等開拓者としては開墾に迫れ福利厚生と云つた面にはその要を痛感し乍らもその段に至らなかつた様であるが、現在の状況下に於いては托兒医療、集会娯樂の施設は環境上將又士氣を振起する上に於いても是非共必要と考へられた。次に高千穂、上光徳の開拓地を除き他の開拓地の最も

不自由を感じているのは電燈と飲料水である。日常生活と切り離すことの出来ないこれ等施設は万難を排しても実現せしめる様当局の施策が望ましい。

四、開拓上の隘路とその打開策

1、資金難と補助金の適期交付

開拓途上の最も大きい障害となるものに資金を容易に得難い面と各種補助金の機を失した交付とがある。故に縣当局は資金獲得の援助と補助金の適期交付に對して万全を期すべき重大義務のあることを指摘致した。

2、開拓農村と地元及近郷農村の融和協力

開拓者にとつては地元並近郷農村の協力、援助が絶対不可欠の事柄である。当初は兎角円滑を欲いた点もあつたらしいが現在では大体円滑にいつており種々便宜を与へ融和協力し合つて居るのは眞に喜ばしく思つた。

併し中には未だ当時の感情が充分融け合い兼ねている所もあつた様であるが双方が融和し協力援助して

共存共榮を図るべきであることを痛感した。  
五、開拓者として縣に對する希望事項

1、道路の敷設

各開拓地共道路は悪く狭少で又附近に於ける道路網が整備されていないので交通上に將又生産物その他荷物の搬出上に多大の不便と困難を感じて居りその整備方を強く要望してゐる。

開拓伸展上不可欠の條件となる交通運搬の便は先づ道路の建設からである。当局の強力なる施策が望ま

し。

2、電燈、飲料水施設実現

山間僻地の地にある關係上電燈、飲料水の施設に恵まれて居らず日常の生活に想像以上の苦痛を嘗めてゐる。

開拓民は一日も早く生活と切り離すことの出来ないこれら施設の実現方を渴望してあり之が實現運動に乗り出すべく話を進めている処もある様である。当局も積極的之が實現方に努力すべきであると認め

た。

3、農産物供出價格と配給主食價格差の是正方

辛苦を嘗め開墾し得た收穫物の供出價格と主食配給價格に相当額の價格差がある爲農村家庭经济に多大の影響を与えている様である。この点限定作物の收穫しか無い開拓農村の場合であつて見ればこの申し出も尤もの様に考えさせられた。

4、電燈、飲料水施設急速実現方

(共榮、昭和、香取開拓組合要望)

開拓者として最も不便とし苦痛としている電燈及飲料水の施設である。たださへ暗くなり勝の日常生活を明るくし開拓事業を促進せしめ成功せしめる上に於いても焦眉の急として實現せしむべきである。縣当局の何分の配慮と援助を希望して已まな

5、生活安定出來得る耕地面積の貸与

(昭和開拓組合要望)

畑作農村には耕作地として三町乃至三町五反は必要につき附近農村所有の雜草地を開放して貰ひ耕作し

00943

00942

たい希望を持つてゐる様であるが、縣に於いてもこれが斡旋に努力し開拓民の生活安定性を確保せしむべきであると思考する。

6、荒廢水路埋立使用について(高千穂開拓組合要望)  
当組合入植前地元民の構築したと考えられる水路が耕作地を約二料余り横断してゐる。

これは以前野田部落の耕地に使用されていた様であるが現在幅一米程度の該水路は流水なく荒廢し使用不能に陥つてゐる爲めに耕作地は廢地となり雜草の繁茂に依り寧ろ本開拓地の營農上の障碍となつてゐる現状につきこれを埋立耕作すれば收穫も得られるのでこの儘放置されて居るものならばこれを借受又は買収して耕作したい希望もあるようである。この

点主務課に於いて開拓者の爲めに善処される様何分の配意を望みたい。

7、福利施設設立方について(香取開拓組合要望)  
百戸三百余人を有する大集團開拓地として而も八里離れた山中に入植して居る当開拓地として医療、托

六、監査結果から見た希望、意見  
(1) 大山総合開發計画中に香取開拓地附近の道路網整備を含めたものにすべきである。  
(2) 上光徳開拓組合と陣構開拓組合を合体して附近開拓地の拡大強化を図り理想開拓農村を建設すべきものと認められた。  
(3) 共榮、昭和、高千穂等の開拓地は耕地区劃が小区劃にして耕作上多大の不利不便を生じてゐる。入植当時縣の計画性の拙劣さを現しているが今後開拓地に相応しく大区劃制を採るべきであらう。



(4) 香取開拓農場は飲料水を川水と雨溜りに依存して居り衛生保健上甚だ憂慮すべきものがある。之が濾過施設に關し縣当局の配慮すべきものと認められた。

(5) 保健婦の巡回指導が勵行されて居ない様である。僻鄙遠隔地の關係上種々困難と不便は想像されるがそれ丈に開拓民の衛生保健上忽せに出来ないものと認められた。万難を排して勵行せしむべきである。

共榮開拓婦農組合

昭和二十四年七月十一日監査

昭和二十二年開拓地方基地施設要綱に基き開拓地新農村の急速且健全な建設を図り、將來開拓地に集團入植せしむる爲め入植者としての中核指導精神の培養と開拓者物心兩面の指導援護に資する目的を以つて、思想堅固なる優良獨身青年二十名を選び、開拓増産修鍊農場内に鳥取縣開拓基地農場を併設し昭和二十二年六月生徒を募集同年九月入所せしめた。

これ等二十名の生徒の教育を昭和二十三年三月終り入植予定地である現在の社村大字国府高峯附近及灘手村大字半坂附近の買収に着手したが、地元の熾烈なる反対に逢

い一頓座の己むなきに到つた。併しその後地元と種々折衝協議の結果漸く買収のことに話が纏り二十三年九月入植することになった。その間に於いて土地買収に不安を感じ又は生活の方便として他に職を求めた者五名、結局入植者は十五名であつた。

入植者の区分は、引揚者八、近郷者六、戦災者一で入植以來意氣旺盛にして團結力強く組合結成には現組合長山本秀雄氏を推し組合員全員永住地決め共同精神を以つて開墾耕作に道路構築に日夜黙々として奮闘しているのを見て感服した次第であるが、今後共に附近農村と融和提携し協力して新しき開拓新農村建設に邁進する様一層の奮闘努力を切望する。

尙本開拓地は地理的條件が非常に悪く、爲めに種々困難を生じ苦難の途を辿つて居り今回監査した内で最も恵まれていない開拓地であるが、現在これを序々に切り開き明るい希望を以つて奮闘している。

入植当時妻帯者は二名あつたが一名死別その後三名が妻帯して四世帯となつて居るが、殘十一名の獨身青年にも

急速に妻帯せしめ永住地として希望ある開拓農村たらしめるべきであろう。

昭の開拓農業協同組合

昭和二十四年七月十一日監査

昭和二十一年秋縣に於いて第二次開拓者の募集を行い選衡、合格者の訓練をした上、昭和二十二年三月、十二戸を東伯郡高城村大字下福田を距る北方一軒の地点に入植せしめ、昭の開拓婦農組合として誕生した。

その後中途に於いて一名の落伍者を見たが河原條元藏氏を組合長とし、戸数十一戸総人員五十三名に依り開拓農村を築き上げて居る。

引揚者五戸、戦災者三戸、地元民三戸である。

当開拓地は農地改革に依る土地買収も殆んど終り農作物も自給自足の域に達しており二十三年度の供出割当もその責任を果している等、將來に明るい見透をつけて耕作に専念してい状況を見て喜ばしく思つた。

尙当開拓地には、水田可能地三町三反を有しているが、用水池不良のため現在畑作としているも、近い將來には水田にすべく用水池の修理を行う計画をもつて居る。

現在の処耕作状況は良好にして今後努力に依り益々増産し得る見透しを以つて精勵して居り、入植当時の苦難も乗り越え現在では尙更に五町歩程度の追加開墾をせんと意氣込んで居る。折角奮闘努力を切望する。

高千穂開拓農業協同組合

昭和二十四年七月十一日監査

昭和二十一年五月、復員者、戦災引揚者、滿洲開拓引揚民、軍需工場工員等殆んど農業未経験者百十三戸、百十三名を以つて東伯郡榮村大字西高尾に入植せしめた。

当時樹木を伐採されたもの僅かに数町歩で他は松林であつたが、此処を永住の地と定め寒暑烈しい中に饑餓と住居難、加えて資金と家庭經濟の困窮に悩み乍ら開墾を続けたのであるが、当時の組合長古谷信夫氏は陣頭に立ち、組合員を統率し又士氣を鼓舞しながら率先窮行、組合員と困苦を共にしながら共同團結し、道路の建設に、耕作に、將亦電燈架設工事にと懸命の努力をして現在縣下隨一の輝かしい業績を挙げるに到つたのである。此の間に於ける古谷組合長の奮闘努力と、組合員の共同一致の精神に依り斯くあらしめたことは当然とは謂い乍ら賞讃に



00946

價すべきものと思われた。今後一層の精進を望むものである。

上光徳開拓農業協同組合 昭和二十四年七月十二日監査  
当組合は昭和二十三年四月樂山婦農組合十五戸、湖見原七戸、新郷十二戸にて合同結成し、事務所を西伯郡光徳村に置き、組合長に永田信男(縣農地委員)を推した。入植者は引揚者八、復員者十八、近郷者七、戦災者一計三十四戸で当初三十五戸であつたのが一戸落伍したが、組合員は協力一致して増産に將又農産加工にと精進しているのは眞に結構と思つた。

特に当開拓組合は戦時中機動部隊廠舎であつた建物を取敢住宅に將亦農産加工施設に利用して入植した爲、地利的好條件とに恵まれて起上りも比較的早く開拓も順調に行つてゐる様である。  
殊に此処の特色とすべきことは農産加工に非常に力を入れて成功してゐる点であつて、附近部落の農産物迄導入加工生産して搾油、芋飴、アミノ酸の製品を販売し營農資金に振り向ける等營農の合理化を図つてゐるのは、眞に

喜ばしく思つた。  
本開拓地は各方面の査察よりして先づ軌道に乗つたものと謂い得べく今後一層の努力を切望して已まない。

香取開拓農業協同組合 昭和二十四年七月十二日監査  
当組合は香川縣綾歌郡栗熊村分村計画により昭和十四年の渡瀧開拓者であつて、終戦により引揚農園し西伯郡大山村大字豊房を永住の地と決め入植した開拓農村である。昭和二十一年十月男十四名、女四名にて先づ入山し天幕生活より始め、氣候、風土等の諸状況を調査の結果、入植可能と断定したので、翌二十三年四月瀧洲開拓当時の計画と経驗を生かし生残り有志の意氣と團結により組合を組織、組合長に三好武雄氏を推し開拓に着手したのである。その間に於ける中途落伍者二十数名を出だし現在百戸三百余人の家族は大同團結し決意も固く山間僻地に在り乍ら凡ゆる苦難と闘い嚴寒に負けず、北瀧に於ける開拓魂を發揮し三好組合長の統卒と卒先篤行と共に組合員の鉄の團結とに因つて業績順調に伸展しつゝある現状を实地につき見聞し感銘を深くした次第である。

00947

入植者の種別は引揚者九十三戸、戦災者三戸、復員者四戸である。

本組合の開拓方法は他組合のそれとは餘程その趣を異にし、個別的開拓を廢して共同開拓の方法を探り組合本部より發する指揮命令に従い共同作業に従事してゐる。即ち共同体に基く開拓方式を採つてゐるのである。

東西六軒、南北約八軒の拡大地域に規模、構想共に拡大なものを立て、目先の少利的開拓方式を捨てて集團的村建設計画の下に先づ公同事業優先着手をして序々に開墾の基盤を造りつゝある。即ち道路の建設、森林伐採、防風林作業、建築用材の製材、住宅その他建物の建築等を共同作業し現在ではケープルの架設迄計画し準備工作を爲しつゝある。従つて耕地の開墾は現在迄には本格的に着手し居らず本年度より開始し漸次開墾する計画の様である。

国庫及縣費補助金と借入金、それに生活保護法の適用を受ける過半数の入植者の扶助金等で事業の遂行すると共に細々乍らも生活を爲し來つてゐる。

本開拓村は全くの山間僻地にある爲電燈施設もないので附近の河川である川手川、甲川の水流を利用して發電事業も計画実施に移さんとしてゐる。

又開拓民の生活様式は衣食住共に二重生活を廢し簡易な生活を実行してゐるが、過渡期的苦難を共に乗り越へ北瀧開拓当時の體驗を生かしつゝ、遠大の計画の下將來の樂土建設に邁進してゐる状況である。

希くは一日も早く之が實現され喜びの日の來らんことを衷心より待望致した。

開拓組合監査狀況一覽表

(昭和二十四年六月末現在)

組合活動促進補助	住宅		況 状 の 者 拓 開							監査事項 組合名
	住宅 建築中	住宅 建築済	建築 融資額	同右 区分	現在迄の 離農戸数	総 人員	同右 区分	世帯 戸数	入植の 時期	
一、〇二五	一	一五	三七五、〇〇〇	一	一	一七	引揚者 其の他	一五戸	二三年九月	共 榮
二、五六九	一	一一	六九、〇〇〇	一	一	五二	引揚者 其の他	一一戸	二二年三月	昭 和
四、一四四	一	二三	六九、〇〇〇	一	一	一一三	引揚者 其の他	二三戸	二二年五月	高 千 穂
七、〇九二	一	一六	一七四、七〇〇	一	一	八九	引揚者 其の他	三四戸	一三年四月	上 光 徳
一四、二五四	一	九〇	一、五九〇	一	一	二五	引揚者 其の他	一〇〇戸	二三年四月	香 取

農 營	福 利 施 設 状 況								入植施設補助		
	資融施設 共同施設	開墾補助	管 農 融 資	施 設 利 福				飲料 水			
				生活扶助金	教育施設	慰安娛樂施設	托兒施設			医療施設	電 燈
一町五反	一	一五、八三〇	三七五、〇〇〇	現在教育子弟なく 必要なし	なし	なし	なし	巡回保健婦 全戸国民 健康保険	井戸 四基	不 良	
二町五反 五四三	一	四八〇、〇〇〇	四八五、〇〇〇	小学校 中学校 由良 (二、五軒)	なし	なし	なし	同上	井戸 九基	不 充 分	四、五〇〇 共同井戸
二町九反 一三三	一	五七四、〇四一	四八五、〇〇〇	小学校 中学 由良 (三軒)	なし	なし	なし	同上	完 備	稍々良 流水(不消毒)	六、〇〇〇 共同井戸
三町一反 三二五	一	六九三、九九六	八二〇、〇〇〇	小学 中学 下市 (三軒)	なし	なし	なし	巡回保健婦	完 備	稍々良 流水(不消毒)	一、九〇〇 共同井戸
一八町〇九	一	一三〇、〇〇〇	一、五五八	小学 中学 佐摩 (六、八軒)	なし	なし	なし	巡回保健婦 助産婦 助産経験者	不 良	不 良	分敷場建築費 八五〇〇〇 共同井戸 三二〇〇〇 共同作業場 六六〇〇〇

国費補助

六〇戸分

開拓者資金融通

況 状 獲 收 物 産 生										況 状								
種 別 反 当 数 量										現 状	今 後 の 見 透	現 状	積 累 予 定 面	一 戸 当 り 平 均 耕 作 面 積				
西 瓜	小 豆	馬 鈴 薯	茶 種	小 麦	大 豆	大 根	甘 藷	陸 稻	其 の 他						可 耕 地	一 町 一 反	一 町 二 反	一 町 三 反
同	同	同	同	同	同	同	同	植 せ し た め 収 穫 な し	同	良	肥 料 により 更 に 増 産 を 計 画 し て いる	團 結 鞏 固 に し て 発 展 途 上 に あ り	六 反	二 町 一 反	一 反 一 町 一 反 四 一 三	一 町 一 反 七	六 反 六 畝 〇 九	一 反 八 〇 九
二、五〇〇貫	四斗	二〇〇貫	五斗	四斗	五斗	四〇〇貫	二八〇貫	八斗	二、五〇〇貫	優	肥 料 により 更 に 増 産 を 計 画 し て いる	普 通 農 家 と 同 等 の 域 に 達 し つ つ	八 反	二 町 三 反	一 町 一 反 七	一 町 五 反	六 反 六 畝 〇 九	一 反 八 〇 九
二、五〇〇貫	五斗	三〇〇貫	四斗	四斗	四斗	六〇〇貫	三〇〇貫	七斗	二、五〇〇貫	優	肥 料 により 更 に 増 産 を 計 画 し て いる	普 通 農 家 と 同 等 の 域 に 達 し た 生 活 を 送 っ て いる	一 町 三 反	一 町 五 反	一 町 一 反 七	一 町 五 反	六 反 六 畝 〇 九	一 反 八 〇 九
三、〇〇〇貫	三斗	二四〇貫	七斗	六斗	三斗	六〇〇貫	二〇〇貫	七斗	三、〇〇〇貫	優	工 業 用 力 を 用 い て 増 産 を 計 画 し ている	普 通 農 家 と 同 等 の 域 に 達 し つ つ	三 町	三 町	三 町	三 町	六 反 六 畝 〇 九	一 反 八 〇 九
	一斗	八〇貫	二斗	一斗	一斗	六〇〇貫	一五〇貫	三斗		優	農 産 加 工 業 用 力 を 用 い て 増 産 を 計 画 し ている	普 通 農 家 と 同 等 の 域 に 達 し つ つ	六 町 新 炭 林、採 草 林					

況 状 育 飼 畜 家										二 十 三 年 度 供 出	
家 畜 種 類 の 数										家 畜 購 入 融 資 額	甘 藷 供 出 額
鶏	鶯	兎	豚	山 羊	細 羊	馬	乳 牛	和 牛	保 有 額		
六〇	一	一〇	三	一	一	一	一	一	二八、八〇七円	一三八、〇八〇円	保 有 額
八〇	一二	六	七	一	一	一	一	五	三三、五八四円	三三、五八四円	保 有 額
一五〇	一	三七	四	九	一	一	一	七	八九、〇一八円	八九、〇一八円	保 有 額
二二〇	二六〇	三五〇	三八	二	一	一	一	一〇	二、一六六、六〇四円	二、一六六、六〇四円	保 有 額
一五〇	一〇〇	四〇〇	六	六〇	五	一	一	七	開 拓 者 資 金 融 通 法 に 依 る		

( ) 現在契約  
中にて近日入手  
予定